

田原本町開発行為等に関する指導要綱の改正にかかる変更点

令和6年4月1日より施行

町独自の宅地区画割り基準の削除

※奈良県の基準については、開発許可制度等に関する審査基準集（技術基準編）、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定基準等をご参照いただき、具体的な内容については奈良県にお問い合わせください。
なお、地区整備計画の定められている区域内においては、各整備計画の定めるところになります。

令和6年6月1日より施行

道路側溝のコンクリート蓋の構造の変更

表面に雨水が溜らない構造のもの（スリット付等） → 表面に雨水が溜らない構造のものに改正しています。

令和7年4月1日より施行

（様式第5号）排水同意書の変更

雨水及び浄化槽処理水の放流について同意→浄化槽処理水を放流しない場合、様式中の「浄化槽処理水」の文言を削除する様式に改正しています。

協議担当課の変更

令和8年1月1日より施行

道路側溝のグレーチング蓋の間隔の変更

1/2以上をグレーチング蓋とする → おおむね10mごとにグレーチング蓋を設置に改正しています。

改正後の様式、要綱等については町ホームページをご確認ください。

まちづくり建設課 都市計画係 TEL：0744-34-2085